

相続税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(漁業協同組合等の締結した生命保険契約等に類する共済に係る契約の要件)

第一条の二 相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号。以下「施行令」という。)第一条の二第一項第三号ロ及び第二項第二号ロに規定する財務省令で定める要件は、これらの規定に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下この条において「漁業協同組合等」という。)が、その締結した生命共済又は傷害共済に係る契約により負う共済責任を共済水産業協同組合連合会(当該漁業協同組合等を会員とするものであつて、その業務が全国の区域に及ぶものに限る。)との契約により連帯して負担していること(当該契約により当該漁業協同組合等が当該共済責任について負担部分を有しない場合に限る。)とする。

(配偶者に対する相続税額の軽減の特例の適用を受ける場合の記載事項等)

第一条の六 省略

2 施行令第四条の二第二項の規定により提出する申請書には、同項に規定する相続又は遺贈に係る申告期限後三年を経過する日までに当該相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつて分割されなかつた事情の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 省略

三 当該相続又は遺贈に関し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百八条第一項若しくは第四項(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)の規定により遺産の分割が禁止され、又は同法第九百十五条第一項ただし書(相続の承認又は放棄をすべき期間)の規定により相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていること、これらの事実及び当該分割が禁止されている期間又は当該承認若しくは放棄が延長された期間を証する書類

3 省略  
四 省略

(漁業協同組合等の締結した生命保険契約等に類する共済に係る契約の要件)

第一条の二 相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号。以下「施行令」という。)第一条の二第一項第三号ロ及び第二項第二号ロに規定する財務省令で定める要件は、これらの規定に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下この条において「漁業協同組合等」という。)が、その締結した生命共済又は傷害共済に係る契約により負う共済責任を共済水産業共同組合連合会(当該漁業協同組合等を会員とするものであつて、その業務が全国の区域に及ぶものに限る。)との契約により連帯して負担していること(当該契約により当該漁業協同組合等が当該共済責任について負担部分を有しない場合に限る。)とする。

(配偶者に対する相続税額の軽減の特例の適用を受ける場合の記載事項等)

第一条の六 同上

2 同上

三 当該相続又は遺贈に関し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百七条第三項(遺産の分割の協議又は審判等)若しくは第九百八条(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)の規定により遺産の分割が禁止され、又は同法第九百十五条第一項ただし書(相続の承認又は放棄をすべき期間)の規定により相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていること、これらの事実及び当該分割が禁止されている期間又は当該承認若しくは放棄が延長された期間を証する書類

3 同上  
四 同上

(相続時精算課税選択届出書の記載事項)

第十条 法第二十一条の九第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十一条の九第二項に規定する届出書(以下「相続時精算課税選択届出書」という。)を提出する者の氏名、生年月日、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者又は施行令第五条第一項後段若しくは第四項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者にあつては、氏名、生年月日及び住所又は居所)並びに法第二十一条の九第一項の贈与をした者との続柄

二・三 省略

四 法第二十八条第一項の規定による申告書を提出しない場合には、その旨

五 省略

2 法第二十一条の十八第一項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する場合における前項の財務省令で定める事項は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 法第二十一条の十八第一項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者の氏名、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者又は施行令第五条の六第一項後段の規定若しくは同条第四項において準用する施行令第五条第四項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者にあつては、氏名及び住所又は居所)並びに第一号の被相続人との続柄

四 省略

五 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による申告書を提出しない場合には、その旨

六 省略

(相続時精算課税に係る贈与税の特別控除)

第十二条 法第二十一条の十二第二項に規定する財務省令で定める事項は、同条第一項の規定により控除を受けようとする者の法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者(以下「特定贈与者」という。)ごとの次に掲げ

(相続時精算課税選択届出書の記載事項)

第十条 同上

一 法第二十一条の九第二項に規定する届出書(以下「相続時精算課税選択届出書」という。)を提出する者の氏名、生年月日、住所又は居所及び同条第一項の贈与をした者との続柄

二・三 同上

四 同上

2 同上

一・二 同上

三 法第二十一条の十八第一項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者の氏名及び住所又は居所並びに第一号の被相続人との続柄

四 同上

五 同上

(相続時精算課税に係る贈与税の特別控除)

第十二条 同上

る事項とする。

一 法第二十一条の十二第一項の規定の適用を受けようとする年分の当該特定贈与者に係る贈与税の課税価格、法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除する金額（第十三条第一項第七号及び第十七条第一項第一号において「相続時精算課税に係る基礎控除額」という。）及び贈与税額その他の贈与税の額の計算に関する明細

二 四 省 略

（相続税の申告書の記載事項）

第十三条 法第二十七条第一項又は第二十九条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 省 略

六 相続又は遺贈により取得した財産（法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項に規定する加算対象贈与財産（当該加算対象贈与財産のうち同項の相続の開始前三年以内に取得した財産以外の財産の価額の合計額から同項の規定により百万円を控除した残額がない場合には、当該財産を除く。）を含む。）の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日

七 法第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、相続時精算課税選択届出書の提出をした税務署の名称及びその提出に係る年分並びに法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産（当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格から法第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額がない場合には、当該財産を除く。）についての法第二十八条の贈与税の申告書を提出した税務署の名称、当該申告書を提出した年分並びに当該財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日並びに課税価格、相続時精算課税に係る基礎控除額及び贈与税額

八 十 省 略

2 省 略

（贈与税の申告書の記載事項）

第十七条 法第二十八条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十一条の十二第一項の規定の適用を受けようとする年分の当該特定贈与者に係る贈与税の課税価格及び贈与税額その他の贈与税の額の計算に関する明細

二 四 同 上

（相続税の申告書の記載事項）

第十三条 同 上

一 五 同 上

六 相続又は遺贈により取得した財産（法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項に規定する贈与により取得した財産を含む。）の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日

七 法第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、相続時精算課税選択届出書の提出をした税務署の名称及びその提出に係る年分並びに法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産についての法第二十八条の贈与税の申告書を提出した税務署の名称、当該申告書を提出した年分並びに当該財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日並びに課税価格及び贈与税額

八 十 同 上

2 同 上

（贈与税の申告書の記載事項）

第十七条 同 上

一 特定贈与者ごとの課税価格、相続時精算課税に係る基礎控除額及び贈与税額、法第九条の四第一項又は第二項の信託に係る委託者ごとの課税価格及び贈与税額並びに特定贈与者及び当該委託者以外の者に係る課税価格及び贈与税額並びにこれらの贈与税額の合計額

二 九 省 略

2 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による贈与税の申告書に記載すべき事項は、前項第二号及び第三号に規定する事項並びに死亡した者に係る同項第一号及び第四号から第九号までに掲げる事項のほか、自己の納付すべき贈与税額並びに第十四条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

3 省 略

(贈与税の申告内容の開示請求書の記載事項等)

第二十九条 施行令第二十七条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 開示請求者の氏名、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)並びに法第四十九条第一項に規定する被相続人(以下この条において「被相続人」という。)との続柄

三 法第四十九条第一項の請求の対象とする他の共同相続人等(第四項において「対象共同相続人等」という。)ごとの氏名、住所又は居所及び被相続人との続柄

四 被相続人の氏名及びその死亡の時ににおける住所又は居所並びにその死亡の年月日

五 省 略

2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により納税に係る権利又は義務の承継をした者が法第四十九条第一項の規定により開示の請求をする場合における前項の財務省令で定める事項は、同項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第二十一条の十七第一項又は第二十一条の十八第一項の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の氏名及びその死亡の時ににおける住所又は居所並びにその死亡の年月日並びにその者が被相続人に係る

一 特定贈与者ごとの課税価格及び贈与税額、法第九条の四第一項又は第二項の信託に係る委託者ごとの課税価格及び贈与税額並びに特定贈与者及び当該委託者以外の者に係る課税価格及び贈与税額並びにこれらの贈与税額の合計額

二 九 同 上

2 法第二十八条第二項の規定により準用する法第二十七条第二項の規定による贈与税の申告書に記載すべき事項は、前項第二号及び第三号に規定する事項並びに死亡した者に係る同項第一号及び第四号から第九号までに掲げる事項のほか、自己の納付すべき贈与税額並びに第十四条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

3 同 上

(贈与税の申告内容の開示請求書の記載事項等)

第二十九条 同 上

一 同 上

二 開示請求者の氏名、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)並びに当該相続に係る被相続人との続柄

三 当該請求の対象とする他の共同相続人等(第四項において「対象共同相続人等」という。)ごとの氏名、住所又は居所及び当該被相続人との続柄

四 法第四十九条第一項に規定する被相続人の氏名及びその死亡の時ににおける住所又は居所並びにその死亡の年月日

五 同 上

2 同 上

一 法第二十一条の十七第一項又は第二十一条の十八第一項の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の氏名及びその死亡の時ににおける住所又は居所並びにその死亡の年月日並びにその者が法第四十九条第

相続時精算課税適用者であつた旨

二 省 略

3 省 略

4 施行令第二十七条第一項に規定する財務省令で定める書類は、対象共同相続人等ごとの次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 対象共同相続人等が被相続人の相続人である場合 イに掲げる書類又はロ及びハに掲げる書類

イ、ハ 省 略

二 対象共同相続人等が被相続人の受遺者である場合 遺言書の写しその他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人から遺贈を受けたことを証する書類

三 対象共同相続人等が被相続人の推定相続人であつた場合（当該対象共同相続人等が相続又は遺贈により財産を取得している場合を除く。）

戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人の推定相続人であつたことを証する書類

5 施行令第二十七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 開示請求者が被相続人に係る相続時精算課税適用者であり、かつ、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合 当該開示請求者が当該被相続人に係る相続時精算課税適用者であることを明らかにする書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げるいずれかの書類

イ 省 略

ロ 財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署しているものに限る。）の写しその他の書類で開示請求者が被相続人から相続により財産を取得していることを証する書類

ハ 戸籍の謄本又は抄本その他の書類で開示請求者が被相続人の相続人であることを証する書類及び当該被相続人から相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない旨を記載した書類

ニ 遺言書の写しその他の書類で開示請求者が被相続人から遺贈を受け

一項に規定する被相続人に係る相続時精算課税適用者であつた旨

二 同 上

3 同 上

4 同 上

一 対象共同相続人等が第一項第四号の被相続人の相続人である場合 イに掲げる書類又はロ及びハに掲げる書類

イ、ハ 同 上

二 対象共同相続人等が第一項第四号の被相続人の受遺者である場合 遺言書の写しその他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人から遺贈を受けたことを証する書類

三 対象共同相続人等が第一項第四号の被相続人の推定相続人であつた場合（当該対象共同相続人等が相続又は遺贈により財産を取得している場合を除く。） 戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人の推定相続人であつたことを証する書類

同 上

5 同 上

一 開示請求者が第一項第四号の被相続人に係る相続時精算課税適用者であり、かつ、法第四十九条第一項に規定する相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合 当該開示請求者が当該被相続人に係る相続時精算課税適用者であることを明らかにする書類

二 同 上

イ 同 上

ロ 財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署しているものに限る。）の写しその他の書類で開示請求者が第一項第四号の被相続人から相続により財産を取得していることを証する書類

ハ 戸籍の謄本又は抄本その他の書類で開示請求者が第一項第四号の被相続人の相続人であることを証する書類及び当該被相続人から相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない旨を記載した書類

ニ 遺言書の写しその他の書類で開示請求者が第一項第四号の被相続人

たことを証する書類

6 第二項に規定する場合における施行令第二十七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項各号に定める書類のほか、戸籍の謄本又は抄本その他の書類で第二項第一号の納税に係る権利又は義務を承継された者の全ての相続人を明らかにする書類とする。

7 施行令第二十七条第四項第三号に規定する財務省令で定める場所は、開示請求者の開示請求書を提出する時において当該開示請求者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。  
一 三 省 略

(調書の記載事項等)

第三十条 省 略

258 省 略

9 調書を提出すべき者が法第五十九条第五項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項(次項、第十一項及び第十三項第三号において「記載事項」という。)を同条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条(事前届出等)の規定の例による。

10 法第五十九条第五項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第四項の規定の例により届出をした者 同令第五条の二第一項(電子情報処理組織による申請等)の定めるところにより、記載事項を同項に規定する特定ファイルに記録し、かつ、法第五十九条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長(当該届出をした者が同条第七項の承認を受けている場合には、第十四項に規定する税務署長)に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

11・12 省 略

から遺贈を受けたことを証する書類

6 第二項に規定する場合における施行令第二十七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項に掲げる書類のほか、戸籍の謄本又は抄本その他の書類で第二項第一号の納税に係る権利又は義務を承継された者の全ての相続人を明らかにする書類とする。

7 施行令第二十七条第四項第三号に規定する財務省令で定める場所は、開示請求者の開示請求書を提出する時において当該開示請求者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。  
一 三 同 上

(調書の記載事項等)

第三十条 同 上

258 同 上

9 調書を提出すべき者が法第五十九条第五項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項(次項、第十一項及び第十四項第三号において「記載事項」という。)を同条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条(事前届出等)の規定の例による。

10 同 上

一 同 上

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第四項の規定の例により届出をした者 同令第五条の二第一項(電子情報処理組織による申請等)の定めるところにより、記載事項を同項に規定する特定ファイルに記録し、かつ、法第五十九条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長(当該届出をした者が同条第七項の承認を受けている場合には、第十五項に規定する税務署長)に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

11・12 同 上

13| 施行令第三十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる

13| 施行令第三十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十条第三項の申請書の提出をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地）

二 五 省 略

14| 法第五十九条第七項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第三十条第三項の所轄税務署長への申請に基づく同条第四項又は第五項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

#### 附 則

（事業が適正に行われていると認められる場合）

7 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる要件の全てが満たされている場合とする。

一・二 省 略

三 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の所得税又は当該五年前の年以後において相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得した財産に係る相続税若しくは贈与税に係る国税通則法第六十六条第一項、第五項若しくは第六項（無申告加算税）の無申告加算税又は同法第六十八条第一項、第二項若しくは第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税を課されたことがなく、かつ、当該各年において所得税法第四編第一章から第六章まで（源泉徴収）の規定により徴収して納付すべき所得税に係る国税通則法第六十七条第一項（不納付加算税）の不納付加算税又は同法第六十八条第

事項とする。

一 施行令第三十条第三項の申請書の提出をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地。次項第一号において同じ。）

二 法第五十九条第六項の承認を受けようとする旨

三 法第五十九条第五項第二号に規定する光ディスク等の種類

四 法第五十九条第五項第二号に規定する光ディスク等の規格

五 その他参考となるべき事項

14| 施行令第三十条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十条第四項の申請書の提出をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は所在地及び法人番号

二 五 同 上

15| 法第五十九条第七項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第三十条第四項の所轄税務署長への申請に基づく同条第五項又は第六項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

#### 附 則

（事業が適正に行われていると認められる場合）

7 同 上

一・二 同 上

三 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の所得税又は当該五年前の年以後において相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得した財産に係る相続税若しくは贈与税に係る国税通則法第六十六条第一項、第四項若しくは第五項（無申告加算税）の無申告加算税又は同法第六十八条第一項、第二項若しくは第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税を課されたことがなく、かつ、当該各年において所得税法第四編第一章から第六章まで（源泉徴収）の規定により徴収して納付すべき所得税に係る国税通則法第六十七条第一項（不納付加算税）の不納付加算税又は同法第六十八条第

三項若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税を徴収されたことがないこと。  
四〇七 省 略

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定、第一条の六第二項第三号の改正規定、第二十九条の改正規定及び第三十条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

### （相続時精算課税選択届出書等の記載事項に関する経過措置）

第二条 改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第十条第一項第一号及び第四号並びに第二項第三号及び第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により財産を取得する者（当該者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項において同じ。）が相続税法第二十一条の十八第一項の規定の適用を受ける場合には、当該相続人が提出する新規則第十条第一号に規定する相続時精算課税選択届出書について適用し、施行日前に贈与により財産を取得した者（当該者の相続人が同法第二十一条の十八第一項の規定の適用を受ける場合には、当該相続人）が提出する改正前の相続税法施行規則第十条第一号に規定する相続時精算課税選択届出書については、なお従前の例による）。

2 新規則第十二条第一号、第十三条第一項第六号及び第七号並びに第十七条第一項第一号の規定は、施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用し、施行日前に贈与により取得した財産に係る贈与税又は相続税については、なお従前の例による。

三項若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税を徴収されたことがないこと。  
四〇七 同 上